



平成 23 年 3 月 31 日

各位

会社名 株式会社東京ドーム  
代表者名 代表取締役社長 久代 信次  
コード番号 9 6 8 1  
所在地 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
問合せ先 責任者役職名 広報IR室長  
氏名 横塚 厚  
TEL (03)3811-2111 (代)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成 20 年 4 月 25 日開催の第 98 回定時株主総会（以下「第 98 回定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様から大規模買付行為に対する対抗措置発動のためのルール（以下「本ルール」といいます）の導入についてのご承認をいただき、第 98 回定時株主総会直後に開催いたしました当社取締役会において本ルールの導入を決議いたしました。

本ルールは平成 23 年 4 月 27 日開催予定の第 101 回定時株主総会（以下「第 101 回定時株主総会」といいます。）の終結時を有効期限としておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、有効期限終了後、本ルールを継続しないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合には、

- (1) 当社株主および投資家の皆様から適切にご判断を頂くために、大規模買付者から提供された情報や、その情報に対する当社取締役会の評価・検討結果・意見・代替案、および大規模買付者との交渉内容、その他株主および投資家の皆様のご判断に有益な情報等を開示すること
- (2) 株主および投資家の皆様が、大規模買付者の大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること

が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考え、本ルールを導入いたしました。

しかし、金融商品取引法の改正により、株式の大規模買付行為に対する手続が整備されたため、株主および投資家の皆様が大規模買付行為を適切にご判断されるための情報や時間を確保するという本ルール導入の目的も、一定程度担保されている現状を踏まえ、第 101 回定時株主総会の終結時を以て有効期限を迎える本ルールの取扱いについて、慎重に協議をいたしました結果、今事業年度からの新中期経営計画「起動」に当社グループが総力を注いで取り組むことで、当社の企業価値を向上していくことが、ひいては株主共同の利益の確保および向上につながるものと判断し、当社取締役会では本ルールを継続しないことを決議いたしました。

なお当社は、株式会社の支配に関する基本方針の趣旨に則り、本ルールの非継続後も引き続き、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して適切な情報の開示を求め、当社の判断・意見とともに公表する等、株主および投資家の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の定めに従い適切な対応をまいります。

以 上